

## 会 議 録

### 1. 会議名

上越市都市計画審議会

### 2. 議題（公開・非公開の別）

付議案件（上越市決定）（公開）

第1号議案 上越都市計画下水道の変更（上越処理区）

報告案件（公開）

立地適正化計画の策定について

### 3. 開催日時

平成29年2月13日（月）午前10時から

### 4. 開催場所

上越市役所木田庁舎4階 401会議室

### 5. 傍聴人の数

0人

### 6. 非公開の理由

なし

### 7. 出席者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：中出文平、山岸栄一、三沢眞一、田村三樹夫、吉田昌幸、  
宮崎朋子、村下 剛、岩澤弘和（代理 新部正道）、  
平澤しず子、濱 祐子、井部辰男、吉村久子、牧田正樹、  
橋本洋一、永島義雄、折笠正勝

・事務局：（都市整備課）市川部長、佐々木課長、宮崎技術指導監、  
長谷川副課長、高嶋副課長、片岡係長、北島係長、  
大滝主任、近藤主任、宮崎主任

（生活排水対策課）金子課長、柄澤副課長、布施係長、保科主任、  
斉藤センター長

（下水道建設課）山本課長、長谷川係長

### 8. 発言の内容

高嶋副課長： ただ今から、上越市都市計画審議会を開催いたします。本日は、  
ご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます都市整備課の高嶋と申します。  
よろしく願いいたします。

まず初めに、委員の交代について報告させていただきます。上  
越商工会議所の役員改選に伴い、平成28年11月1日付けで田中委

員から高橋委員へと交代しております。任期は前任者様の残任期間となり、平成30年8月31日までとなりますのでよろしくお願いいたします。なお、高橋委員におかれましては、本日は欠席のご連絡をいただいております。

続きまして委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、佐野委員、高橋委員、浅野委員の3名から欠席のご連絡をいただいております。また、岩澤委員のご都合がつかなかったため、上越地域振興局地域整備部長の新部様に代理でご出席いただいております。

委員総数19名のうち、16名の皆様から出席をいただいておりますので、上越市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、1/2以上のご出席をもって本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の審議会に付議させていただく議案について、市長に代わりまして都市整備部長の市川が、会長にお渡しいたします。

(都市整備部長が会長前に進み、付議書を読む)

高嶋副課長： ありがとうございます。続きまして、都市整備部長からご挨拶申し上げます。

市川部長： 都市整備部長の市川でございます。

本日は、お足元の中、またご多用の中、上越市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃より当市の都市計画行政に多大なるご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本日の議案は、今ほど付議させていただきました上越市決定の「上越都市計画下水道の変更」のほか、報告案件として「上越市立地適正化計画の策定について」でございます。

第1号議案につきましては、下水道計画の見直しを検討する中で、工事施工による周辺への影響による一部区域の廃止、また、将来の計画処理人口の減少を見据え、未利用となる見込みである下水道センター敷地の一部を施設用地から外して新たに排水区域を追加するものであります。

また、報告案件である立地適正化計画の策定については、前回10月の審議会では、住民説明会を実施した結果や昨年12月からのパブリックコメントに向けた立地適正化計画の素案についてご説明いたしました。その後、計画案やこの計画を推進するための施策

集がまとまり、来月には上越市立地適正化計画として、公表するところまでまとまりましたので、皆様にご報告申し上げたいと思います。

案件の詳細につきましては後ほど担当が説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、上越市のまちづくりに対し、皆様方からの一層のお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

高嶋副課長： 続きまして、審議に入ります前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、先般、送付させていただきました「次第」、「議案書」、「資料」のほか、本日お配りした「名簿」、「席次表」及び「資料 2-1（当日追加配付資料）」となっております。過不足等がありましたらお知らせください。

（過不足がないか確認）

よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に入らせていただきますが、上越市都市計画審議会運営規定第2条に基づき、中出会長から議長を務めていただきます。中出会長、よろしく願いいたします。

中出会長： これより議長を務めさせていただきますが、速やかな議事進行にご協力くださるよう、よろしく願いいたします。

なお、当会議の議事録署名人は、濱委員と橋本委員にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

それでは、まず、付議案件から審議に入ります。

先ほど付議のありました、第1号議案「上越都市計画下水道の変更」について、事務局から説明をお願いします。

金子課長： 生活排水対策課長の金子でございます。私の方からは、第1号議案、「上越都市計画下水道の変更」についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

本日、ご審議いただく上越都市計画下水道の変更は、1点目が下水道区域から浄化槽区域に見直すことに伴う変更、2点目が将来とも利用する見込みがなくなった下水道センター敷地の一部を施設用地から廃止することに伴う変更、3点目が換地処分により地名が変わったことによる変更です。

議案書をご覧ください。2. 排水区域、3. 下水管渠、4. その他の施設とありますが、それぞれ変更後の内容を記載しております。

スライドをご覧ください。今回都市計画下水道の変更を行いますのは、次の3つの理由によります。

一つ目は、現在下水道の排水区域となっている御殿山町のうち、工事の施工により、周辺住宅に及ぼす影響が懸念された一部の地区に関し、地元と協議を行った結果、下水道による汚水処理から個別処理による汚水処理に計画の見直しを行ったことに伴う変更です。

黄色で表した部分が、下水道区域から浄化槽区域に変更となる御殿山町の一部です。面積は10ヘクタールとなります。なお、廃止を行うのは汚水計画のみです。

二つ目は、処理場の計画処理人口を近年の人口減少の動向を反映し、見直しを行った結果、計画処理人口が減少となり、併せて処理場の計画汚水量並びに処理施設の規模が縮小となる計画になりました。このことにより、当初計画において、処理施設を配置する予定であった下水道センター敷地のうち、将来とも利用する見込みがなくなった用地の一部を施設用地から廃止するとともに、排水区域に追加する変更を行うものです。なお、廃止する区域につきましては、上越消防事務組合の本部機能と北消防署機能を併せ持つ消防本部の新設について調整を進めております。

赤枠が、この度、施設用地から廃止するとともに汚水と雨水の排水区に追加する区域で、面積は2ヘクタールをそれぞれ追加します。

三つ目は、都市計画で決定を受けている有田汚水幹線の終点の地名が平成10年に換地処分により、地名が変わってしまいましたので、変更を行うものです。

議案書の新旧対照表をご覧ください。変更前が上の段の赤書き、変更後が下の段の黒書きで記載しております。

2の「排水区域」上越公共下水道（上越処理区）の「汚水」の面積について、赤字の3,886ヘクタールから3,878ヘクタールに変更となります。内訳は、備考欄をご覧くださいますと、さきほどご説明しました御殿山町の一部が高田西部地区に入っていますので、10ヘクタール減の、317ヘクタールに変更となります。

また、下水道センターの敷地から外れる区域を、有田地区に2ヘクタールに追加し664ヘクタールに変更となります。

雨水については、全体で3,887ヘクタールから3,889ヘクタールに変更となっております。

下水道センターの敷地から外れる区域を、新たに藤野新田第2

排水区とし、面積が2ヘクタールとなります。なお、御殿山町の一部に関しては、変更するのは汚水のみで、雨水について変更はありません。

3の下水管渠ですが、有田汚水幹線の終点が換地処分による地名の変更により上越市大字下門前字蟹池から上越市藤野新田に変更いたします。

4の「その他の施設」については、下水道センターの敷地がここでは単位が平方メートルとなりますが、22,300平方メートル減となり、約115,500平方メートルに変更となります。

最後に、これまでの都市計画変更の経緯についてご説明いたします。

平成26年11月に御殿山町の関係する住民の方を対象に説明会を開催し、関係機関協議の後、都市計画変更の素案を作成し、平成28年11月9日から公衆の縦覧に供しましたが、公述の申出はありませんでした。その後、都市計画変更案を今年の1月6日から2週間、公衆の縦覧に供したところ意見書の提出はありませんでした。また、関係する新潟県に対して都市計画案の意見照会を行ったところ「異存なし」との回答を得ています。

以上が、第1号議案、「上越都市計画下水道の変更」でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

中出会長 : ありがとうございます。ただ今、説明のありました、第1号議案「上越都市計画下水道の変更」について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

議案書の1ページにある排水区域、下水道管渠、その他の施設の部分が記載されている3つの理由により変わっているというもので、計画書そのものは改定後しか書かないので、次ページ以降に変更前と変更後が示してあるという説明だったかと思います。

いかがでしょうか。

山岸委員 : 1点目について、御殿山のエリアを現在の下水道区域から今後外して、もう下水道整備はしないという内容だったと思いますが、上越市全体の計画の中で今後そのような区域が他にもあるのでしょうか、それとも御殿山だけ特別な事情があつて経費がかかるので、下水道はしないと決めたのでしょうか。今後のことも含めてそういったエリアが他にもあるのか質問いたします。

中出会長 : 事務局お願いします。

金子課長 : 御殿山に関しては先ほど説明させていただいたとおり、工事に伴って影響する住宅があるということで変更をご提案申し上げます。ただ、今後は、そういう意味での変更はないかと思いますが、別途、今、国の方では今後 10 年程度で下水道を完成させるという方向を持っております。その中で経済的に有利なところ、不利なところを見計らって下水道計画から外すところは外していくという通知も国から出ております。そういう部分で、今後外していくところがありうるかとは思っております。

山岸委員 : わかりました。御殿山の個別の問題は今この場で詳細をお聞きするのは難しいかと思いますが、今後、下水道がなくなるような可能性がある地域については早めに地域の理解を得ておく必要があるかと思っております。感想でした。

中出会長 : ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。  
ないようなら、特にご意見がないと判断させていただいてよろしいでしょうか。

ご意見も尽きたようですので、第 1 号議案「上越都市計画下水道の変更」については、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 1 号議案「上越都市計画下水道の変更」について、原案のとおり答申することに決定いたしました。

引き続き、報告案件に移ります。事務局は準備をお願いします。

(説明者交代)

それでは、報告案件「上越市立地適正化計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

大滝主任 : それでは立地適正化計画の策定につきまして、ご説明に入る前にお配りした資料についてご説明させていただきます。

まず資料 1 は、昨年 12 月に実施したパブリックコメントの実施結果をまとめたものとなっております。また、参考資料 2 は、パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方であり、資料の準備が間に合わなく、後送での対応となり失礼しました。

続きまして資料 2 は、これまで都市計画審議会でご説明させていただきました上越市立地適正化計画の案となります。

続きまして資料 2-1 は、資料 2 の修正箇所をまとめたものですが、委員の皆様にご覧いただき、国から計画書に対して指導

があり、修正箇所が追加されておりますので、事前に送付した資料の差し替えをお願いします

続きまして資料 3 は、資料 2 の上越市立地適正化計画の案の概要版となります。

なお、資料 2 と資料 3 につきましては、これまで都市計画審議会でご説明させていただいた内容でありますので、説明の方は省かせていただきます。

続きまして参考資料 1 は、立地適正化計画を推進するための施策集の案となります。

それでは、資料 1 の 1 ページをご覧ください。パブリックコメントの実施概要となっております。

昨年 12 月 1 日から本年 1 月 4 日まで実施いたしました。

資料は、上越市立地適正化計画（案）を公表しております。

公表、意見募集の方法といたしましては、意見を提出できる人、公開方法、意見の提出方法について記載しております。

次に 2 ページをご覧ください。寄せられたご意見と対応につきまして、ご説明いたします。

今回は、3 名の方から 15 件の意見をいただきました。

結果として計画に反映する意見はありませんでした。

意見の分類としましては、施策に対する意見が 9 件、策定プロセスに対する意見が 1 件、区域の設定に対する意見が 3 件、その他の意見が 2 件となっております。

次に寄せられた主な意見をまとめましたので、ご説明いたします。

施策に対する意見といたしましては、「空き家や空き地の対策」、「高田の都市機能誘導区域内に大規模商業施設や既存の上越地域医療センター病院の誘導」、「総合運動公園周辺に総合バスターミナルの設置」、「直江津地区のインフラ及び公的施設の整備推進」などのご意見に対して、市の考えは「具体的な施策・事業については、別途検討することとしており、今後策定する施策の参考にします」としております。

策定プロセスに対する意見といたしましては、「今後も計画について広く周知に努め市民説明会等を実施してほしい」とのご意見に対して、市の考えは、「計画を見直しする際に参考とします」としてしております。

次に 3 ページをご覧ください。区域の設定方法に対する意見と

いたしましては、「高田と春日山の間地点に新駅を設置し、一部都市機能拠点区域と広域防災拠点とするなど新たな開発をしてほしい」とのご意見に対して、市の考えは、「市街化区域外については、本計画案の対象としておりませんが、今後のまちづくりの参考とします」としております。

また、「上新バイパスの寺インターチェンジ周辺は、ゲートウェイとして新たな交流や交通の要衝として道の駅等を検討してほしい」とのご意見に対して、市の考えは、「市街化区域外については、本計画案の対象としておりませんが、上越市都市計画マスタープランで記載のとおり、ゲートウェイとしてふさわしい機能の整備・誘導を検討します」としております。

最後にその他の意見といたしましては、「新たな開発は禁止になるのでしょうか」とのご意見に対して、市の考えは、「新たな開発を禁止するものではありませんが、一定規模以上の開発については、届出の対象となります」としております。

パブリックコメントに対する市の考えの詳細については、参考資料2のとおりまとめてあります。いただいたご意見は、今後策定する具体的な施策立案の参考になる事項も多くありましたが、本計画に反映する事項がないということで、回答は事務局において確定させていただきました。お時間のある時にご覧いただきたいと思っております。

続きまして、資料2-1をご覧ください。前回説明した計画案から修正した箇所をまとめたものとなっております。

まず1点目としましては、本計画に対する留意点として、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）につきましては、当該区域の追加や変更が公表された場合、その時点で居住誘導区域から除外したものとみなすことを、資料2及び資料3の表紙の裏面に追記いたしました。

理由としましては、区域の変更に伴う計画変更手続きに時間を要することや、手続き中に居住誘導に適さない区域における開発・建築行為の届出や指導が行き届かなくなることを防止することなどに対応するものです。

2点目としましては、別冊施策集は計画とは別に定めることとしておりましたが、国から、国の支援を受けて実施する事業を計画書の一部として位置付けるよう指導があったことから、施策集を計画書の一部となるよう修正を加えました。

3 点目としましては、軽微な文言修正を行いました。

続きまして、参考資料 1 をご覧ください。今回、新たに作成しました、上越市立地適正化計画を推進するための施策集の案につきましても説明いたします。

一枚おはぐりください。施策の目的といたしましては、上越市立地適正化計画を推進するため都市機能誘導区域内への都市機能誘導施設の誘導とあわせ、人口減少の著しい誘導重点区域を中心に施策を実施し、住環境改善やまちの魅力向上、居住の誘導促進等により、効果的に人口密度の維持・向上を図るものであります。

この施策集は、上位計画である上越市総合計画及び上越市都市計画マスタープランに即する本計画の一部として、居住や都市機能の誘導を推進するものであります。

次に 2 ページをご覧ください。施策の方向性につきましては、計画書本編にも掲載のとおり、居住維持・支援や都市機能の維持・支援など 5 つの視点を軸に取り組んでまいります。

次に 4 ページから 5 ページをご覧ください。実施する施策は 5 つの視点毎に、既存制度で関連性のあるものを含め、まとめております。

主な事業概要をご説明いたします。

1 点目は、「居住維持・支援」であります。具体的な施策としましては、UIJ ターン等の市外からの移住者を対象とした空き家の活用による補助制度において、誘導重点区域内に付加価値を与えるものであります。

2 点目は、「都市機能の維持・支援」であります。厚生産業会館や新水族博物館など高田地区や直江津地区で実施している都市再構築戦略事業の活用や公的不動産を活用した都市機能誘導施設の支援制度を構築するものです。

この他に関連施策として、上越妙高駅周辺地区商業地域レンタルオフィス・サポート事業補助金や空き店舗等利用促進事業などを記載しております。

5 ページ下段、3 点目の「都市基盤の充実」としましては、ガス水道局と連携し「水に親しめる空間」を生み出すため、都市公園内に噴水を整備し、多世代の交流の場を創出するとともに、災害時には給水拠点となるよう都市防災の強化を図るものであります。

次に 6 ページから 7 ページをご覧ください。

4 点目の「公共交通の充実」としましては、関連施策となります

が、上越市バス交通ネットワーク再編計画の推進や直江津駅と高田駅を起点とした通学100円バスの適用路線を拡大するなど、バスの利用促進を図るものであります。

最後に5点目「情報発信」であります。こちらに関連施策となりますが、空き家情報バンク制度、空き店舗情報、市有財産遊休地の発信により、民間事業者のサポートを考えております。

次に10ページをご覧ください。こちらは、本計画の一部として、今後、実施を検討する施策となっております。施策の熟度が高まった段階で実施するものであり、これ以外にも新規施策を検討してまいります。

次に11ページをご覧ください。

計画の目標といたしましては、誘導重点区域の人口密度を直江津地区、高田地区とも1ヘクタールあたり80人を掲げており、本施策集では5年後となる平成32年の見直し時の中間目標として直江津地区では1ヘクタールあたり64.9人、高田地区では1ヘクタールあたり59.4人に設定したいと考えております。

次に12ページから13ページをご覧ください。

ここでは、施策の進捗度合を計るため、5つの視点を軸にして指標を設定いたします。これらの指標につきましては、個々の施策の有効性を確認するための項目として設けるだけでなく、計画の中間目標を達成するための補助として目標値を定め、達成状況に対する定期的な要因分析にも利用します。

具体的な指標と目標といたしましては、1点目、誘導重点区域内の社会動態を指標とし、目標を転出超過の抑制としました。

2点目、誘導重点区域内の歩行者交通量を指標とし、目標を増加、3点目、誘導重点区域内の事業者数を指標とし、目標を維持、最後に4点目、公共交通の利用者数を指標として、目標を維持としていきたいと考えております。

以上が、施策集の説明となります。

最後になりますが、今後のスケジュールにつきまして、ご説明いたします。

市民からいただいたパブリックコメントの回答につきましては、この都市計画審議会終了後速やかに本人に送付するとともに、3月1日から結果を公表させていただく予定としております。

また、来月には市議会に報告した後、3月15日から開発や建築行為に伴う届出制度による事前相談を受け付けるための事前周知

を行い、3月31日に上越市立地適正化計画を正式に公表する予定としております。

以上を持ちまして、説明を終わります。

中出会長 : ありがとうございます。今ほど、立地適正化計画の策定について、パブリックコメントの結果から順番に説明していただきました。ただいまの説明についてご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

永島委員 : パブリックコメントで市民の声を聞くということで、いろいろな意見が出ておりました。

例えば、上越教育大学の前をなんとか開発できないのか、というような意見ですが、在来線の赤字は大変な問題ですので在来線の乗降客を増やすような施策に新しく取り組んだ方が良いのではないかと思います。

あるいは、観光では、高田公園の中にある学校を上越教育大学付近へ移転して、高田公園の新たな機能として、お城の復元等で高田地区の目玉にするような計画が、市民からも盛り上がっております。そういった新しい形の上越市をどうやっていくかという基本的な声が市民から挙がっておりますので、行政として都市計画審議会として、もう少し前向きに捉える考えはないか伺いたいと思います。

市川部長 : 今ほど、いろいろな市民からの声について前向きに、という委員からのご意見がありました。いろいろな意見がございます。ただ、今回の立地適正化計画につきましては、あくまでも方向性なので、先ほど説明のありましたとおり、いただいたご意見については具体的な施策になりますので、それらについては今後参考にしながら作っていかねばならないと思っております。

全体の中で、例えば、今、委員もおっしゃっていた鉄道利用の件や高田公園の件など、私どもも今までもいろんなご意見をお聞きしております。それらも含めて、今回の立地適正化計画というのは高田や直江津などの街なかに人に住んでもらう、あるいは公共交通も含めて住んでいる人たちが利便のいいまちにしていくにはどうしたら良いのかといった趣旨で計画を作っておりますので、その中でいただいた意見を全部が全部やるというのはなかなか難しい部分があるということをご理解いただけたと思います。その中で実際にできる部分について、一つでも二つでも計画の方向性が実現できるように進めていければと考えておりますので、今回、これを作ったから終わりではなくてこれからがスタートだと思っております。

具体的な計画を一つでも二つでも立ち上げていけたらと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

永島委員 : 市民としては、行政側の考え方とはなかなか一致しないかもしれませんが、パブリックコメントという制度の中で市民が参加しておりますので、ぜひ意見を聞くだけではなくて、行政と一体となって、10 あるものを一気にやるわけではありませんが、これが上越市の将来の夢なんだと、あるいは多くの市民の希望なんだという観点を踏まえて、せつかくパブリックコメントで意見が挙がっておりますので、意見を出した方には具体的に答えてあげていただきたいと思っております。

市川部長 : 今ほどのご意見は十分に参考にさせていただきたいと思っております。私どももパブリックコメントでいただいたご意見については、それが計画に反映する内容ではないにせよ、意見で終わるだけではなく、これからのまちづくりや施策を検討する上で、一つの参考として検討する課題にしていかななくてはいけないだろうと思っております。それが実現するかしないかはまた別になるかもしれませんが、いただいた意見についてはきちんと残して、今後いろんな議論の中で反映していかなければならないと思っております。

中出会長 : この資料 2 の 4 ページに立地適正化計画の位置付けが書いてあります。上位計画は当然、総合計画で、その下に、都市計画に関しては都市計画マスタープランがありますが、総合計画がこの資料によると 2014 年 12 月、都市計画マスタープランが 2015 年 8 月策定ということです。総合計画を 5 年に一度見直すとなると、2019 年度中には次の改訂が行われるはずで、こういう時に、永島委員がおっしゃった在来線の新駅のこととか高田公園の位置付けとか、本来総合計画で議論したものが、その 1 年後に都市計画に対応すべきものはきちんと都市計画マスタープランで位置付けた上で、対応するということとなります。立地適正化計画は総合計画に即さないといけないので、そういうものをまず総合計画に定めるということです。

個別の事業については立地適正化計画とは別に、4 ページの図で右側とか左側にある関連する分野にある個別の計画で対応していくのですが、やはり上位計画に即さないといけないので、なるべく、今委員がおっしゃったことや部長の対応等は、4 ページの枠組みの中で、「総合計画や都市計画マスタープランに反映していく」という文言は必ず入れていただければと思います。「反映」と書いてし

まうとやらなければならなくなるので、反映ではなく、実現可能かどうかは別としてその場で議論をするということです。そのあたりで、この立地適正化計画の対応としては、今ある場所についてどう考えるかというところで、特に市街化区域の中に限定されている部分についてはこの参考資料 2 を拝見すると市の考え方が書いてあります。若干、杓子定規のようなところはありますが、今委員が言われたようなところはもう少し丁寧に対応していただければと思います。

よろしいでしょうか。

宮崎委員 : 参考資料 1 を説明いただいて、具体的な案を初めて拝見しましたが、とても楽しくなってくるような感じですか。先ほど会長がおっしゃったように、基本的にはこの施策集の 1 や 2 のところを踏まえて 10 年、20 年、30 年後に上越市がどのようになっていくか、ということをも市民の皆さんに見ていただくことになると思いますが、空き家対策や高田駅周辺、雁木のところなど、「だんだん少しずつ変わってきているんだな、上越市が一生懸命やろうと思っているんだな」ということが市民にも少しずつ分かってきていると思っています。

関わらせていただいて、そういうことが如実に見えてきた感がありますが、一点、高田公園について、施策集 5 の「都市基盤の充実」で「水に親しむプロジェクト」という施策で、いきなり水に親しむというのが出てきます。高田公園に噴水などを作るということで、とても良いことですが、世の中のほかの公園でもやっていることなので、都市計画の中でできれば 30 年、50 年と毎日利活用できるようなものをきちんと作っていただきたいし、そこに誘導できるような全体のまちづくりというものを考えてほしいと思っています。具体的に何か聞かせていただけることがあればお聞きしたいところですが、なかなか難しいと思いますので私の希望を申し上げます。以上です。

長谷川副課長 : お答えします。都市基盤の充実という形の中で、住環境の向上も含めて都市公園の充実が一つの目玉となっております。

ここに記載してある「噴水」は、具体的には、修景的に普通に噴水を見て和んでいただくというものではなく、ガス水道局と連携して、噴水に触れられる、他の自治体でやっているところもありますが、下から水が出てそこで小さな子ども達が水に親しめる、遊べるというようなものを考えております。今まではそういう面について

は、水道料や維持管理費の問題でネックになる部分はあったのですが、今回、上越市の水は安心して使える水だという水の PR を含めて、ガス水道局と連携して、今までの修景的な噴水ではなく「触れられる噴水」を都市公園のひとつの目玉として、住環境の向上という観点で作っていきたいというのが、今回記載させていただいた「水に親しむプロジェクト」となっております。

宮崎委員： 点在させるというのではなくて、かなり大きなものを作るのでしょうか。非常に興味があつてすみません。

長谷川副課長： 全ての都市公園の中に作るということではなくて、今、具体的に考えているのが海浜公園という公園で、直江津中学校の北側、水族博物館の東側にあります。その中については、新水族博物館の整備に伴ってリニューアルしたいと考えており、そのひとつの目玉として、今お話しさせていただいた噴水を整備していきたいと考えております。ただ、整備内容につきましては、平成 29 年度予算となりますので議会議決前となりますが、都市整備課としてはその海浜公園のリニューアルに伴って噴水を設置したいと考えております。

山岸委員： 建築士会の山岸です。具体的に制度を運用していく中でこれが実施されると、一定規模以上の開発や建築行為において区域外であると届出が必要で、これは元々法的に正しいことをやっていてそれを確認するための届出だと思いますが、具体的に誘導するために指導等を行うのかということが一点です。つまり、法律には合っているけれどもできればやめてほしいとか、そういう誘導があるのかということなのです。

それと、参考資料 1 の施策集 11 ページで誘導重点区域の人口密度について目標値が記載されていますが、これを見ると 5 年後の平成 32 年に少し良くなって、15 年後の平成 47 年には 1 ヘクタールあたり 80 人という大きな目標になっており、グラフを見ると逆 V になっています。現実的にかかなり難しい面もあるかと思えます。今までもお話がありましたが、この計画を管理されるのは都市整備課ですが全庁的に進めるという前提で話が進んでいます。また、既存のさまざまな事業もここに網羅されていますが、そういったものも都市整備課だけでなく全庁的に各課の担当者がこの目標を頭において事業を実施するのかどうか疑念があります。結局縦割りになって、それぞれの課の都合で事業がなくなったり、目標があつたりなかったりで、その辺のところをきちんと都市整備課でまとめるような体制をきちんと作っていただきたいと思います。一つ目は質問

ですが、二つ目は意見になります。

片岡係長 : まず一点目の届出制度ですが、本計画では強く規制することができないというところで、届出があった場合にはその時点で、まちなかへ誘導するようなお願いはさせていただこうかと考えております。ただ、そこでなければだめだというような強制的な言い方はできないと思っています。

二点目の施策ですが、今回の策定にあたって、庁内各部局の調整担当副課長からなるプロジェクトチームを作って施策の立案をしました。今後は、例えば総合計画であれば企画政策課がコントロールしておりますが、立地適正化計画についてはこの都市整備課がコントロールしていくということになります。毎年、施策の提案をした中で充実させていきたいと考えております。

山岸委員 : ありがとうございます。最初の届出制度の件ですが、私ども設計を業としている者とすれば、30 日前に届出を出しますが、その頃にはもうプロジェクトが決まっていることがほとんどです。ですので、市の対策とすれば、30 日前には届出を出さなくてはいけないのでその前に相談に来てほしいということ、開発業者やデベロッパーなど設計関係者にきちんと周知していただくことが本来の仕事ではないかと思えます。以上です。

折笠委員 : 届出制度があるということで、矛盾しているようですが、宅地造成や団地造成の開発がどんどん進んで、たとえば、郊外に宅地ができる若い人は特にそういう新しい団地に居住します。旧高田や旧直江津の町に住む人は車を持っていない人が多いですが、今は車社会ですから、そういう問題への対策は市としては何も考えてないのでしょうか。誘導するよう届出を強化する、その前に何か事前に対策はないのでしょうか。

中出会長 : これは、上越市の問題ではなくて言ってみれば国が情けない制度を作っているのです、この場合にはゆるやかな誘導しかできないのです。

3 戸以上の開発、あるいは 1,000 平方メートル以上の開発を行う場合には届出が必要ということになっています。届出というのはどういう建築行為、開発行為が起きているかという全てのチェック、確認はできるので、その確認の中で各自治体は「できる限り居住誘導区域に住んでもらうようなことをしてください」ということしかできないのです。

そもそも、この計画の範囲が市街化区域なので、市街化区域とい

うのは市街化を促進する区域として定めているため、そこに建てるな、開発するな、という規制はできないわけです。それをやるための制度は、実は、国で居住調整地域という、厳しく居住できないようにする制度も用意はしているのですが、今までわが国で立地適正化計画を策定した4自治体ともそれは設定していませんし、多分、この3月に上越市も含めて20~30自治体で策定されるかと思いますが、現時点ではどこもさすがにそこまでは踏み込めてはいません。本当に委員がおっしゃるようなことを上越市民みんなが納得するのならば、居住誘導区域以外の郊外に居住調整地域という、都市計画法の中で開発することができないようにする制度があるので、そういうものを定めることはできるようなにはなっています。残念ながらこの届出については、本編9章では、国が書いていることとほとんど同じことを写すことしかできていなくて、これより厳しいことをやるには、上越市が条例を定めるとか都市計画的に先ほど申し上げた居住調整地域を設けるとかという方法で、それはある程度時間がかかります。条例を制定するのに2、3年、計画上の居住調整地域を定めるのも手続きだけなら1年ちょっとですが、市民全員に納得してもらうのに3~5年はかかるので、そういう意味では折笠委員がおっしゃることはわかるのですが、国の制度そのものが厳しい規制ではなく、あくまでも誘導を図るものだとしか書いていないのです。

ただ、運用の仕方によっては居住誘導区域でないところに一定規模以上の住宅団地開発をどんどん進めるような、市の施策に従ってくれないような業者については、こういう業者がいるんだということを、どこかで何らかの形で示すことはできないことはないと思いますが、今は違反ではないので公表義務もありません。

事務局は自治体としては発言しにくい部分かと思いましたが、私の方から説明させてもらいました。

ほかにいかがでしょうか。

では、私の方から、施策集の2ページには黒丸が居住施策で白丸が都市機能施策という説明はわかります。もう一つ、1枚はぐった4ページの実施する施策(案)には、何も書いてないものと関連施策と書いてあるものがあります。では、この違いは何なのかということはどこにも説明がないと思うので、これは、直接、立地適正化計画で進める施策という意味なのか、どういう意味合いで関連施策というのが書いているものと書いていないものがあるのかという

ことをもう少しどこかに説明していただいた方が良いかと思えます。まず、その違いについて説明いただいて、できればそれに対することをどこかに記載していただきたいと思いますが、これはどう切り分けているのでしょうか。

片岡係長： 申し訳ありません。関連施策というのは、既に他の計画で補助要綱等を作って進められている事業です。既に進められている施策のことを、ここでは関連施策と登載させてもらったという状況です。

中出会長： そうすると、都市再構築戦略事業は実施中となっているけど、説明をもう少しちゃんと書いてあればいいと思うのですけれども、実際に今までやっていたものでも居住誘導区域、都市機能誘導区域、あるいは重点施策を打つ区域に対して、より手厚く扱うという意味合いで書かれているのだとしても、今ここでぱっと見ただけではわからないので、そこの説明を少し入れておいてもらわないと、せっかく書いていただいても意味がないと思うのでよろしく願います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特に上位計画との関係等については、今後、この立地適正化計画だけの問題ではないということで、関連部局に必ず伝えて欲しいと思います。また、毎年PDCAがチェックされる時にその辺の確認はしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、ご意見もだいぶいただきましたが、この立地適正化計画の案についてはこれで終わらせていただきたいと思います。以上をもちまして、これで議長の任を解かせていただき、ここからの進行を事務局にお返しいたします。

高嶋副課長： 中出会長、ありがとうございます。

これより付議案件に対する答申に移りますが、ただ今答申書をお持ちしますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

(事務局、答申書を持ち込み、会長へ手交)

高嶋副課長： それでは、答申書を会長からご確認いただきたいと思います。

(会長が答申書を確認)

よろしいでしょうか。

それでは、これより答申に移らせていただきます。都市整備部長は会長前へお進みください。

(会長が答申書を読み上げ、部長へ手交)

高嶋副課長： ありがとうございます。

それでは最後になりますが、次第6「連絡事項等」について事務

局からご説明いたします。

佐々木課長： 先ほど、報告させていただきました立地適正化計画につきましては、3月31日に上越市立地適正化計画として、公表する予定となっております。今後の審議会の日程等につきましては、詳細が決まり次第、ご案内させていただきます。今後ともよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

高嶋副課長： 以上をもちまして上越市都市計画審議会を終了いたします。

本日は、貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。

## 9. 問合せ先

都市整備部都市整備課監理係

TEL：025-526-5111（内線1784）

E-mail：toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

## 10. その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。